



令和8年9月1日から

生活道路の法定速度が

時速30km に引き下げられます



対象となる道路は、以下の①～④全てに該当するもの

- ① **速度標識が設置されていない**道路
- ② **中央線がない**道路
- ③ **中央分離帯やセンターポール等がない**道路
- ④ **車両通行帯が指定されていない**道路

(※車両通行帯が指定されている道路とは、例として大阪の御堂筋通りのような大規模な一方通行路を想定しており、石川県にはありません。)

速度標識があるか
(最高速度の指定)

ない

ある



中央線や中央分離帯等
があるか

ない

ある

車両通行帯があるか

ない

ある (※石川県内に想定される
道路はありません)

制限速度の範囲内であつても、道路や交通の状況、天候など状況に応じた安全な速度で走りましょう。



指定速度に従う
(標識の速度に従う)

法定速度60km/h

法定速度30km/h



標識あり



中央線あり



中央分離帯あり



X(エックス)で情報を発信しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

